

○薬事法の規定に基づき成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件の一部改正について

(平成一二年七月三日)

(医薬発第六六五号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

平成一二年七月三日厚生省告示第二七七号をもって昭和五五年九月厚生省告示第一六七号(薬事法の規定に基づき成分の名称を記載しなければならない医薬部外品及び化粧品の成分を指定する件)の一部が改正され、同日施行されることとなったので、左記について御了知の上、貴管下関係業者に対し、周知徹底方よろしく御配慮願いたい。

記

今回の改正は、新医薬部外品成分であるd・d—T—シフェノトリン及びフィプロニルを含有する品目の承認に当たり、同成分を新たに薬事法の規定に基づき、成分の名称を記載しなければならない医薬部外品の成分として追加したものであること。